

掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況について

1. 確実かつ適正な処理に向けた基盤整備

(1) 掘り起こし・総ざらい等の基礎となるデータ「JESCO 未登録台帳」の整備・提供

平成 28 年（2016 年）には、直近の PCB 特別措置法並びに電気事業法の届出データと P 協データ（電気絶縁物処理協会が当時、変圧器・コンデンサーを設置していた事業者の情報をデータ化したもの）さらには JESCO 登録データの 4 データを突合したものを、「JESCO 未登録台帳」として、各自治体に配付した。各自治体では、こうした JESCO 提供情報に加え、経済センサスや旧住宅地図等も工夫して活用しながら、掘り起こし等が進められている。

令和 3 年（2021 年）3 月以降には、兵庫県以東の自治体を対象に最新の JESCO 登録データと P 協データを突合したものを配付しており、これも自治体の掘り起こし調査に活用いただいている。

また、関係自治体や地方環境事務所、産業保安監督部との間で、定期的に連絡会議（コロナ禍を受け web 会議も積極的に活用）を開催し、加えてメール等を活用して随時最新の情報を共有しており、その中で JESCO 未登録情報も最新のものを自治体等に提供している。

(2) 多様な関係者への協力・支援

自治体や地方環境事務所等が主催する保管事業者向けの説明会に参加し、JESCO 登録や契約手続きの周知を進めている。また、地方環境事務所と連携して自治体担当者を対象とした勉強会を開催するとともに、各地の電気協会や電気保安協会が主催する講習会等での説明や関連する各種機関誌への処理促進案内の掲載等を通じて、電気主任技術者等に対する周知を行っている。さらに、非自家用電気工作物（X 線発生装置、溶接機及び昇降機制御盤）について、自治体とも連携しながらメーカーや業界団体等への周知を行っている（詳細は 2.（3）参照）。

自治体が行う安定器の掘り起こし調査に資するよう、現地での PCB 使用安定器の仕分けへの支援（詳細は 4. 参照）、自治体主催する安定器の掘り起こしや仕分け等の講習会への講師の派遣を行っている。

また、民間の仕分け業者に関して、当社が後援し産業廃棄物適正処理推進センター（廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理事業振興財団が指定されている）が実施している廃安定器の適正処理推進に関する研修会の参加者への指導・支援を行っている。具体的には、処理促進策として、保管場所と北九州 PCB 処理事業所内で、非 PCB 安定器の分別とコンデンサー外付け型安定器のコンデンサーの取り外しをそれぞれ行っており、保管場所での分別・取り外しに携わった民間の仕分け業者が、実際にどの程度正確に分別・取り外しを行っているかを、北九州 PCB 処理事業所内での仕分け率（率

が高いほど保管場所での分別・取り外しがしっかり行われていないということを示している)でチェックし、当該仕分け業者にその結果を伝達するなどしている。

さらに、高濃度 PCB を使用している安定器か否かの判別ツールや銘板情報を基に高濃度 PCB 使用・不使用の確認する際に活用できるデータベースを作成し、JESCO の HP で公開している。

2. 自治体、地方環境事務所、産業保安監督部等と連携した取組

(1) 掘り起こし・総ざらいの加速化に資する取組

大阪事業エリア(変圧器・コンデンサー等)では、処分期間が終了し計画的処理完了期限が迫っていることもあり、新規発見事案に対しては自治体と連携して対応し、PCB 特別措置法の届出と JESCO への登録を一体的に促すようにしている。

また、北海道事業エリア(変圧器・コンデンサー等)では、自治体と連携して、JESCO 登録がされている保管事業者の処理状況、行政の立入状況等の情報をリスト化し、共有台帳として整備し、足並みをそろえて処理促進を図っている。

他のエリアでも、自治体の行政指導に JESCO 営業担当も同行するなど、自治体及び地方環境事務所等と連携して、PCB 特別措置法届出済みで JESCO 未登録事業者や、契約手続きに応じていただけず登録済未契約の状態が長引いている処理手続難航者に対して、JESCO 登録及び契約を推進する活動を継続している。

(2) 産業保安監督部や電気主任技術者等との連携

特に、使用中の変圧器・コンデンサーについては、産業保安監督部との連携強化を図り、電気事業法に基づく届出データと JESCO 登録情報の突合に基づき、事業場ごとの対応を相談・確認し、早期処理依頼の文書を連名で発出するとともに、同部が行う立入指導にも同行している。

また、電気保安協会・電気管理技術者協会等からの情報も活用し、JESCO 未登録の機器については自治体や産業保安監督部とも連携しながら個別に事業者を訪問し、キュービクル内のものにあつては、安全確保の観点から電気主任技術者に立会・確認作業をお願いするなど、JESCO への速やかな登録と契約の促進に努めている。

(3) 非自家用電気工作物に関する取組

非自家用電気工作物(X線発生装置、溶接機及び昇降機制御盤)については、環境省が令和2年4月に発出した事務連絡を受け、自治体による掘り起こしが進められている。一層の処理促進を図るため、JESCO では東京都と連携してリーフレットを作成し、メーカーや業界団体等への周知の徹底を図っている。この取組については、他のエリアにも拡大させている。

また、東京都及び関東地方環境事務所によるエレベーターの保守管理事業者(メーカーの関連会社)への訪問にも同行し、高濃度 PCB が使用されている昇降機制御盤の保有・保管状況等に関する情報を提供いただくとともに、ユーザーへの早期処理の働

きかけを依頼した。

3. JESCO 内での連携強化等

(1) これまでの取組

① 組織横断的な連携について

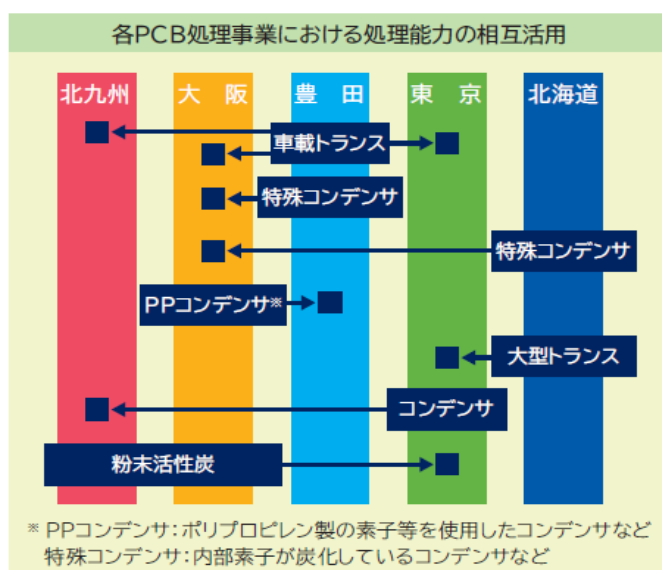
北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）と大阪・豊田事業エリア（変圧器・コンデンサー等）が一体となって、営業業務を進めている。例えば、連携して自治体等への訪問を実施し、変圧器・コンデンサー等の掘り起こしと同時に安定器・汚染物等の掘り起こしの情報の確認も行っている。

また、北九州事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の経験を他の事業エリアで活用するなど、JESCO 内で知見の共有・有効活用を図っている。

② 処理能力の相互活用について

平成 26 年 6 月に PCB 特別措置法第 6 条に基づく PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、各拠点の広域処理施設において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の拠点の広域処理施設の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とするため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を超えて各拠点の広域処理施設の処理能力を相互に活用して処理を行うことで処理の促進を図ることとされた。例えば、東京エリアのコンデンサーの一部を北九州事業所で処理する一方、豊田エリアの車載変圧器の一部、北海道エリアの大型変圧器の一部、北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭を東京事業所で処理すること等により、我が国全体の PCB 処理の推進を図った。（その他の相互活用については下図参照）

変圧器やコンデンサーなどの相互処理は令和 2 年度までに完了しており、現状では、処理に伴い発生する廃粉末活性炭などの運転廃棄物が中心となっている。各事業所とも計画的処理完了期限が近付いていることから、上記の運転廃棄物等の対応についても、今後早急に検討を進める。



(2) 今後の取組方針

「中小企業者等軽減制度」において、昨年 10 月から収集運搬費用も助成対象に加わったこともあり、処分期間終了に向けて同制度の活用が増大する傾向にある。こうした中で、JESCO では保管事業者の手続きの円滑化のため、問い合わせに対する対応や申請書類の修正などの作成支援を行っている。

また、北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）及び大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、今年度末に計画的処理完了期限を迎えることから今後、業務の対象が西日本から東日本へと移行していく状況にある。

こうした状態にできる限り速やかに対応するため、JESCO の社内体制の整備を進めていく。

4. 保管現場等での技術支援

自治体及び保管事業者の保有する廃安定器の仕分けの支援や廃コンデンサーの銘板情報から高濃度・低濃度の判別支援、掘り起こし調査の支援等を現地で行っている。

(参考) 取組事例

- ・政令市が保有する文化交流施設に設置・保管されている安定器及び電気機器について PCB 使用の有無の調査支援を行った。
- ・多数の廃電気機械器具等が山積みになっており、JESCO への処理委託が進まなかった個人保管者の現場を県同行のもと複数回訪問し、JESCO の処理対象物の分別を指導した。また、JESCO 登録に関する書類の作成支援も実施した。
- ・県が主催した「PCB 使用安定器掘り起こし調査研修会」として、県内の市町が保有する掘り起こし調査対象の建物（主に学校施設）における PCB 使用安定器の仕分け調査促進の支援活動を実施した。各市町の担当者に対し、安定器の PCB 使用・不使用を仕分けする技術的判別方法について、実際の対象建物を巡回しながら指導した。

5. 処理手続難航者の現状

上述した取組に加え、「中小企業者等軽減制度」の拡充等が進められた結果、処理手続難航者は、今年度末に計画的処理完了期限を迎える北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）では、ほとんど確認されていない状況になっている。

一方、大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では、未だ 9 事業者（コンデンサー 12 台、PCB 油 1 件）が契約に至っておらず、このうち 1 事業者（コンデンサー 1 台）が使用中である。

今年度末に処分期間の終了を迎える豊田事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では 33 事業者（コンデンサー 47 台）、東京事業エリア（変圧器・コンデンサー等）では 40 事業者（コンデンサー 63 台、トランス 2 台、PCB 油 1 件）となっており、北海道事業エリア（変圧器・コンデンサー等）においては、北陸・長野エリアで 1 事業者（コンデ

ンサー 1 台)、北海道エリアで 37 事業者(コンデンサー53 台、保管容器 3 台)、他のエリアは精査中である。

来年度末に処分期間の終了となる東京・北海道事業エリア(安定器・汚染物等)では今後、処理手続難航者のリスト化を進めていく。

(参考) 大阪事業エリア(変圧器・コンデンサー等)におけるコンデンサーの状況

- ・電気事業法に基づき産業保安監督部が中心となって対応中の使用中コンデンサー(第 30 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の資料 3 で示された 4 事業者(11 台))については、現時点では、1 事業者(1 台)が処理手続難航者である。残り 3 事業者(10 台)は契約手続が進み始めており、処理手続難航者とはなっていない。
- ・なお、これ以外の大阪事業エリア(変圧器・コンデンサー等)における処理手続難航者 8 事業者(11 台)は、JESCO への登録がなされているものの処理料金の問題から契約締結に至っていない状況である。